

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和2年11月18日（水）
- 2 開会日時及び場所
令和2年11月18日（水） 午後1時45分
防府市役所1号館3階 南北会議室
- 3 閉会日時 令和2年11月18日（水） 午後2時49分
- 4 委員氏名

(1)出席者（18名）

（1番）池田 静枝 （2番）石川 眞平 （3番）中山 博祐 （4番）山縣 洋
（5番）木原 伸二 （6番）倉重 俊則 （7番）小山 巽 （8番）田村 正信
（9番）光井 憲治 （10番）吉本 典正 （11番）池田 寛 （12番）石田 卓成
（13番）熊安 悦子 （14番）末廣 儀久 （15番）林 孝志 （16番）原田 道昭
（17番）藤井 伸昌 （18番）横木 勉

(2)欠席者（0名）

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	内田 健彦
〃 事務局次長	伊藤 浩二
〃 農地振興係長	秋里 幸
〃 書記	益富 綾佳
〃 書記	富永 大志郎

6 提出議案及び報告事案

議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第52号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第54号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第55号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による協議について
報告第72号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告第73号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第74号 農地法第18条第1項但し書きの規定による合意解約通知について

報告第75号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第76号 農地法施行規則該当転用届について

報告第77号 現況証明書の発行について

報告第78号 時効取得の届出について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

10番 吉本 典正委員

11番 池田 寛委員

午後1時45分開会

○事務局 皆様、こんにちは。皆様おそろいでございますので、ただいまから、令和2年11月の月例総会を開催いたします。

皆様御出席ですので、防府市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立することを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶をいただいた後、議長として議事の進行をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 皆さん、こんにちは。ここ数日暖かい陽気が続いております。その天気も今日までというくらいですので、皆さん方におかれましては、とっとと帰って農作業したいんだがという思いをお持ちの方も多いかと思いますけども、どうぞよろしくお付き合いをお願いしたいというふうに思います。

また、先般、市会議員の選挙がございました。結果として、当委員会関連では、石田委員さんと田中敏靖委員さんが引き続き議員として活躍されるということになりました。お喜びを申し上げますとともにこれから、それぞれの立場で一緒になって農業振興に努めていきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事進行を行いたいと思います。

本日の議事録署名委員さんは、10番の吉本委員さん、11番の池田委員さんのお二方です。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議案審議に入ります。

議案第51号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明いたします。議案第51号、議案書の1ページ、資料の1ページからになります。

議案第51号は、農地法第3条の規定による許可申請についてです。2件あり、目的については、所有権の移転が2件になります。譲渡理由については、高齢者のための1件、耕作困難が1件で、

譲受理由は、耕作規模拡大が2件となります。

別途営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番の木原です。

議案第51号の1は、———が規模を拡大するために———の農地を購入する所有権移転の案件です。11月8日に現地確認及び聞き取り調査をいたしました。場所は、———にあります。

———は、———に隣接する農地を購入されていまして、現況は季節野菜を作付していて管理もよくされています。———が———で管理が困難だということを聞いて、このたびの申請となりました。

今回の調査は、農地法第3条第2項に基づきチェックをしました。

まず、全部効率利用要件ですが、機械の所有状況など資料に記載しているとおりでした。次に、農作業常時従事要件については、農地の管理状況から見ても年間を通して作業されていると思います。下限面積はクリアしており、地域との調和要件も特に問題ありません。

以上のことから、農地法第3条の許可要件を全て満たしていると判断いたしますが、皆様の御審議よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、可決承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 10番の吉本です。

それでは、農地法3条の関係について、51号の2について説明をいたします。

51号の2、これは、———が———の田を、これ———ぐらいあるんですが、隣なんです、ちょうど耕作しておられる、自宅の隣なんです、それを購入されるという案件です。

許可基準については、11月の10日に17時10分から、直接、———の家に行って確認をさせていただきました。その中で、農地法の第3条の第2項により項目ごとに確認をした結果、まず、必要な機械については、実は———が———に亡くなられて、当時はこの辺りの田んぼを———ぐらいやっておられまして、機械・器具を確認させてもらったところ、コンバインとか田植機あるいはもみすり機、乾燥機等、大型のものを備えていらっしゃいました。したがって、1号につ

いては、必要な機械の所有の状況とか確認しまして、全部効率要件については該当しないということとで問題ないというふうに思います。

2号、3号、これは該当しないんですが、4号についても、必要な農作業に従事する常時従事と認められないということで、実は、———という方は、———がおられて、———が特にこの大型機械を使用されて繁忙期は特にほとんど手伝いといいますか、———のほうの本気になっているぐらいで来ておられるということで十分問題はないというふうに思います。したがって、該当なしということです。

それと、7号は、地域との調和要件ということで、これも、この場所は第1種の農振地域なんです、地元の方でありますし、小さいときから———がやっていたらいいまして、今回、———を機に農地を拡大してやりたいということでお話を聞きました。

資料は、ついている資料の51号の2の営農計画書にありますように、水稻を作付するというふうに書いて、4ページです、書いていらっしやいます。したがって、今回の人・農地プランというのもありまして、———もいらっしやるし———もいらっしやるということで、他にも耕作放棄地とありますので、規模拡大をしてはいかがですかということで、お話もさせていただきました。

以上のことから、特に問題がないというふうに地元農業委員としては判断をいたしました。皆様方の御意見をよろしくお願いいたします。

以上です。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、可決承認いたします。

続きまして、議案第52号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第52号について御説明いたします。

議案書は2ページ、資料は5ページからとなります。

議案第52号は、農地法第4条の規定による許可申請についてですが、今回、提出された件数は2件で、転用目的は、自己用住宅敷地拡張が1件、農家住宅敷地拡張が1件です。

受付番号1は、集団農地面積14.7haで、施行令第5条第1号に該当する農地、第1種農地ですが、施行規則第33条第4号（集落接続）で、農用地区域除外手続中です。

受付番号2は、資料11ページからとなります。

集団農地面積27.7haで、施行令第5条第1号に該当する農地、第1種農地ですが、施行規則

第33条第4号（集落接続）で、農用地区域除外手続中となっております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番の小山です。

52号の1は、——に田んぼを——に譲渡されるということで、第3条の申請があった場所の住宅地でございます。場所は、——になろうかと思います。

現地確認は、11月の11日、事務局の担当者お2人と農業委員2人、推進委員の澄川さんと私の5人で行いました。

申請人は——に在住し、今後、帰省される予定はないというようなことで、相続された住宅を隣地の方に売り払うということで、今回、測量をしようとされましたところ、農地を転用していることがわかったということでございます。

——の話によれば、住宅は——に建築されたということで、当時敷地が狭かったために造成されたのではないかとということでございました。

何せ——になりますので、無断転用の経緯は不明です。

事務局では始末書を取っておられるというふうに聞いております。

次に、この案件に係る農地法の許可基準について説明します。

この農地区分は第1種農地です。第1種農地は原則転用することが許可されませんが、例外規定であります農地法施行規則第33条第4号に該当する、住宅の集落接続地ということで許可基準に該当すると判断します。

面積等、一応ぎりぎり、ぎりぎりといえますか、ちょっとオーバーしていますけれども、500m²をちょっと超える状況にあります。

以上で申請案件の説明は終わりますが、これ以外に、資料7ページを見ていただきますと、隣接して——という——の田んぼ——がございまして、これについては、——が健在なときは畑として使われておったということですが、この——になりましょうか更地になっておりまして、現在、子供の遊び場のような状況になっております。

本地は、先ほど申し上げた500m²を超えますので、転用許可の対象になりませんので、一応、ここについては畑に戻してもらおうと耕作してくださいということで、一応、——を通して申請人をお願いすると。また、事務局のほうでも指導していただくと。また、なおかつ農業委員としては、随時現地を見に行くというようなことで対処したいというふうに思っております。

皆さんの御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方をお願いします。御意見ございませんか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。1番、御承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、可決承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○10番 それでは、52号の2、資料じゃなくて、2ページです。

これは、先ほど51号の2で説明しました—————の農地というか、農舎といいますか、資料のほうの15ページを見ていただいたらよく分かるんですが、11月の11日に事務局の2名と木原小委員長さんで現地のほうは確認をいたしました。

実は、前日にも—————にお話をしてこの倉庫を見せてもらったんですが、既に農機具なんかが入っておりまして、今回の議案は第4条ですから、現在、この倉庫があるということは農地転用をして倉庫を建てるということの議案なんですが、自分の土地ですから、しかしながら、既にかなり前から農舎というか倉庫が建っておったということで、かなり以前の話なので特にいつ頃というのは、—————の世代のときですからはっきりしないということがありまして、事務局のほうとしては始末書を取っているということで、ここに既にもう15ページにありますように、ここに農舎を建てるというふうなことです。

したがって、ここが1種農地ということなんですが、この52号の2についても原則は建てられないんですが、農家住宅なり倉庫等については建設ができるわけです。したがって、施行規則の第33条の第4号の集落接続、それと、農業地域の農業をするための倉庫ということで、これについては許可は問題ないんじゃないかというふうに現地のほうで判断をさせていただきました。

耕作のほうも、14ページにありますように、—————というふうに書いてあるんですが、実は、近所の方の農地もこの—————がほかに借用されて耕作をしていらっしゃるということで、前段に第3条の中でもお話ししたんですが、ほかにもありますから規模拡大をどうですかというお話もそのとき推奨いたしました。

したがって、この52号の2については、既に建設はしてあって始末書も取っておられるということで、今回、規模を拡大して農業をまた振興するということがありましたので仕方ないんじゃないかというふうに、私、地元の農業委員としては判断をさせていただきました。

以上です。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方お願いします。どうぞ。

○11番 11番の池田ですが、ちょっとお尋ねします、分かりませんから。

規則例外規定の第33条第4号、集落接続ということですけど、この集落接続、これ図面上、当

然、接続しています。この接続の解釈というか、もう集落に接続していれば、こういう形でできるということでしょうか。

それと、先ほどちょっと500m²というのをちょっとお聞きしたんですけど、それとの関連もちょっと、私、分からないので教えていただけますか。これ600m²ぐらいなるんですけど、この辺が何かあるんなら、すみません。

○藤井会長 事務局、お願いします。

○事務局 事務局から説明いたします。

まず、集落接続に関してですが、これに関して集落に接続して集落からにじみ出るような形に関しては集落に接続しているという解釈を取っております。

先ほどの500m²の件なんですけれども、これは、自己用住宅、つまり農家の方じゃない、農家住宅じゃない方の自己用住宅に関しては大体500m²で建ぺい率22%以上をお願いしている。この場合は、農家住宅になりますので1,000m²まで敷地を許可できると、農地転用としてです。そういった次第でございます。（「さっきのやつは農家住宅じゃないやろう」と呼ぶ者あり）

はい、先ほどは農家住宅ではございません。（「それが500を超えちやるわけだから」と呼ぶ者あり）

あくまで大体というか508なので、それは、いわゆる誤差というかおおむねという形で取っております。

○11番 接続というのは、特に取扱要領とかそういうものはない、ただ、その規則だけですか。というのは、市町さんによっては50m以内に、ほかのところは皆、ほかの例も今日3件出ていますけど人家に囲まれているんです。これを私たちのこの地域というのは、結局、農地の中にぽこっと家があるような多いんです。

これを提供できるというような考え方でよろしいんですか。

○事務局 そうですね、いわゆるきっちりメートルとか件数とかいうのを定めているわけではないので、状況に応じてというか、解釈に応じて集落接続というのを個別具体的にやっていくというスタンスを取っております。

○11番 分かりました。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。2番、御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、２番、可決承認いたします。

続きまして、議案第５３号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第５３号について御説明いたします。

議案書は３ページ、資料は１７ページからとなります。

議案第５３号は、農地法第５条の規定による許可申請についてですが、今回提出された件数は６件です。

この６件の転用目的の内訳ですが、太陽光発電設備が１件、農家住宅が１件、駐車場が２件、リハビリ型デイサービスが１件、建売住宅が１件です。

受付番号１は、太陽光発電設備です。資料は１７ページからになります。

農地区分は、集団農地面積０．２２haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第２種農地と判断します。

受付番号２は、農家住宅です。資料は２３ページからとなります。

農地の種別は、集団農地面積１４０．０haの農地で、施行令第１２条第１号に該当する第１種農地ですが、施行規則第３３条第４号（集落接続）で、農用地区域除外手続中、開発許可申請準備中となっております。

受付番号３は、駐車場です。資料は２９ページからとなります。

農地区分は、集団農地面積５．２haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第２種農地と判断します。

受付番号４は、リハビリ型デイサービスとなります。資料は３５ページからになります。

農地区分は、集団農地面積２．９haの農地で、第２種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

受付番号５は、駐車場です。資料は４１ページからとなります。

農地区分は、集団農地面積０．０１haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第２種農地と判断します。

受付番号６は、建売住宅です。資料は４７ページからとなります。

農地区分は、集団農地面積０．１haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地、第２種農地と判断します。開発許可申請準備中となります。

以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、１番、地元委員さん、説明をお願いします。

○１番 １番の池田でございます。

議案第５３号の１番は、———の農地を———が譲り受けて太陽光発電設備を作るための所有権移転の申請でございます。

現地確認を11月12日、午前9時半から事務局2名と石川小委員長さんと私の4名で、そして、関係者へのヒアリングを11月13日に行いましたので、その結果を報告いたします。

資料は17ページから22ページでございます。

現地は、17ページを御覧ください。—————
—————です。—————の土地でございます。

—————は—————し、それ以来ずっと—————で過ごされており、以前は—————が耕作されていましたが、亡くなられた以後、耕作放棄地となっていたとのことです。

—————も—————され、今後、帰るあてもないし、どうにかきちんと整理したいと思っていらっしゃったところで、—————からお話があったそうです。

久しぶりに防府に帰り、現地を見られて、ほとんどが太陽光設備になっているのでびっくりされたそうです。

—————とは先月もお話ししましたが、もう一度、水路の清掃とか周辺のフェンス、看板の設置など念押しさせていただきました。

また、資料の17ページにありますように、第2種農地であり、いずれの法令にも該当しない農地です。

以上のことから、許可基準に該当すると判断いたします。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、可決承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○8番 8番、田村です。

議案第53号の2は、—————の農地を家族である—————が譲り受けて農家住宅を建設するために転用したいという申請です。

現地確認を11月11日に木原小委員長と事務局2名と行いました。

ヒアリングを11月の12日、電話等で関係者に行いましたので、その結果を御報告します。なお、現在地に住宅を建てられる前に、他の農地で事前に相談がありました。前予定地の場合は、農地の作業性が悪くなると思われるということで、現在地はどうだろうかとお願ひし、今回の申請になりました。

今回は、事前に関係機関の連携、連絡がうまくいったと思います。

では、資料の23ページから28ページを御覧ください。

現地は、—————にあります、譲渡人、譲受人は親子の関係で、お孫さんの育児の補助、息子さんが近くに住み、将来、高齢になられる両親の面倒を見るために、ここに農家住宅を建てるため、申請地を転用するものです。

資料の23ページにあるように、この農地区分は第1種農地です。第1種農地は原則転用することとは許可されませんが、住宅が連たんしている場所に当たり、例外規則であります農地法施行規則第33条第4号集落接続に該当するため、許可基準を満たしています。

また、一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性についても許可基準に該当すると判断します。

皆様の御審議、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方お願いします。

○11番 11番、池田です。

備考欄の譲渡人、—————となっておりますけど、これ、譲受人の間違いではないですか。

○事務局 おっしゃるとおりです。申し訳ありませんでした、そうです、逆に、訂正のほどよろしくお願いします。すみませんでした。

○藤井会長 ほかにございませんか。

私のほうから、一つ、これ、—————のうちの—————と、これ、—————という面積はどこになるんですか、これ。—————が—————ですよね、面積が。（「25ページを見たら分かる」と呼ぶ者あり）

だから、何かままこになっちゃう田ということなのね。

分かりました。ほかにございませんか。どうぞ。

○10番 今、質問があったんですが、どういいますか、備考欄は使用貸借による権利の設定というのがあって、同じように譲渡人というふうに書いてあるんですが、結果的には使用貸借でなくて、子供さんに譲渡されたということですか。ちょっと備考欄は意味不明な解釈になるんです。

使用貸借というのはお父様の—————の土地を—————が借りたと、借りて家を建てると。その下の譲渡人というのは、譲渡ですから、恐らくお父様のお名前の土地をもらうかどうかという形が分からんけど、譲渡というのは財産分与するかということだと思うんですが、どちらが正しいかというのをちょっと教えてもらいたいんですが、以上です。

○事務局 そうですね。権利区分としては、使用貸借による権利の設定なので貸し借りのお話になります。

今の所有者が—————で、借りる方が—————、備考欄にある—————と—————、借り受けられる方が—————と—————になります。

以上です。

○10番 だから、譲渡人が削除ですね、この。

○事務局 そうですね、譲渡というわけではなくて借受人です。申し訳ありません。

○10番 そうですね。はい、分かりました。

○11番 すみません、結局、この備考欄に書いてあるのは、譲渡人と譲受人があるんですけど、共有名義のほうの内訳を書いてあるという形ですよ、だから、これを、私は上の譲受人になるんじゃないかということなんです。

それは、譲渡人だったら——ですけど、それは備考欄に書く必要ないわけです。だから、これは、共有名義はほかのところもですけど、皆、誰と誰が共有というのを書いてあるから、どっち側の人かということで書いてあると思うんです。

○事務局 すみません、今回ちょっと、まず、2点訂正があるというのが分かるかと思うんですけど、今回まず所有権移転ではないということで、譲受じゃなくて借受人という形になるのと、そもそも譲渡という形で書いてあるのが渡すじゃなくて受けるという、この2点が違うということで、今、この書いてある「譲渡人」が「借受人」という形になるということと、今、言われた「外1名」とあるときに、この備考欄に共有名義のお名前を書くというふうな整理にしております。

よろしいですか。

○藤井会長 池田委員、よろしいですか。

○11番 はい。

○藤井会長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。2番、御承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、可決承認いたします。

続きまして、3番、4番、5番、譲受人が同一ですので一括上程させていただきたいと思うので、地元委員、よろしくお願いします。

○7番 7番、小山です。

資料は29ページになります。

議案第53号の3は、——。——のほうで、もう——ということで、もう——に入っておられるということで、どなたも身内の方は——におってないんですけども、この持っておられる土地、農地ですけども、——ですが、ここが譲受けをして駐車場に転用するという申請でございます。

現地確認及びヒアリングは11月2日、そして事務局とは11月11日に行いました。

現地は、資料でいけば下になりますけども、下の広いところが———でございます。

———がございます。———は、現有施設の駐車場が手狭となっているということと、また次に出てきますけども、近くにリハビリ型デイサービス施設を建設すると、こういう予定がございまして、職員用の駐車場を申請地に新設するという事で転用しようとするものでございます。

次に、この案件に係る農地法の許可基準について御説明します。

29ページにありますように、この農地は第2種農地になります。周辺の他の土地では目的を達成することができない場合ということになります。

申請地は、施設の道路を挟んで隣接しており、駐車場として他では目的を達成することができないと思われます。

次に、一般基準につきましては、職員数等から見て転用面積の、ここ22台駐車場とするようにしておりますけども、転用面積も妥当性が許可基準を満たしておるということで適当と思われます。また、周辺の農地についても、ここの一帯がセイタカアワダチソウが繁茂しておりまして、もうどこの田んぼもこの数年、耕作されていないというところにありますので、特に問題はないかと思えます。

皆さんの御審議のほどよろしくをお願いします。

○藤井会長 次の4、5も一括してをお願いします。

○7番 次の4号について説明します。

これは35ページに位置図が出ておりますが、———にありまして、———となっているところが住宅地でありまして、今回、申請のあった農地は、その北側になります。色を緑で申請地と書いてあるところでございます。

ここを2筆といいますか、宅地と農地を———がお買いになって、リハビリ型のデイサービス施設を造るということで転用が出ておる申請でございます。

ここも現地調査等は11月2日、そして、11月11日に行っております。

本件は、先ほど申しましたように、———で、もう———に入って、どなたも身内の方がいらっしゃらないことから、———のほうに買ってもらえないかというようなことで申し出があって、施設とのほうでもリハビリ型のデイサービスを造ると、午前、午後、各20人ずつ入ってもらってリハビリするということですけども、そういった施設を建設しようということで今回の申請に及んだものでございます。

ここも第2種農地になっておりまして、周辺の他の農地では目的を達成することができない場合ということになるということで、本地はすぐ近くに———がありまして、近接をして

おりまして、また、本農地も駐車場としてお使いになるということで、他では目的を達成することができないと思われますので、農地法から見ても問題ないと思われますし、一般基準につきましても、先ほど申し上げた利用数が、午前、午後、各20人ということから、それなりの職員数も必要でありまして、ここで、———の土地をお買いになったところで、これ駐車場が取れるんですけども、とても手狭であるということで、この農地を駐車場として12台確保するというので、職員数から見ても適当でありますし、周辺の農地等の支障も全くないと思われますので、農地許可基準は満たしていると思われます。

皆さんの御審議のほどよろしくお願いします。

次に、41ページ、議案第53号の5について御説明をいたします。

本地は、———がケアハウスとして造っておられる施設の道路からの出入口に当たる一角にある農地でございます。

———は、ケアハウス、たしか50人だったと思いますが、収容されていますけども、非常に駐車場が狭いということで業者の方が搬入される軽トラ等の転回場所がないというようなことで今回、職員用の駐車場を別地に求めるということで本件申請があったものでございます。

———は、——が過去にここをイチジクの畑として使っておられたようでございます。当時、———がケアハウスを造られるときに売ってもらえないかという話があったそうでございますけども、イチジクを作ることに非常に執着しておられて売らんということで、ずっと畑として使われておったところでございます。

その後、———が亡くなって———が相続されたわけですが、管理に困って、田んぼはここだけだそうなので、管理に非常に困っておられるというときに———から駐車場で売ってもらえんかというお話があったということで、今回の申請によるものでございます。

ここも、第2種農地でございます。進入路に面しておりまして、他に駐車場として目的を果たすところはございませんので、問題ないと思われます。また、周辺農地との問題もございませんので、許可基準を満たしていると思われます。

皆さんの御審議のほどよろしくお願いします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。3番、4番、5番、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、4番、5番、可決承認いたします。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 石田です。

53号の6は、—————がお持ちの土地を—————が譲り受け、造成した後、宅地、建売住宅を販売しようとするものでございます。

12日に事務局及び会長と現地確認に伺っております。

この農地なんですけど、周辺が既に、もともとは全部田んぼだったんですけど、もう宅地造成されておまして、新興住宅街みたいな感じになっております。調整区域です。

こういう条件の周りに家が囲まれた中でここだけぽつんと残されて、今後も耕作するということもちっと難しいだろうなという感じに見受けられました。地元委員としては致し方ないかなと思っております。また、排水については公共下水道に接続予定となっております。

以上です。皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。6番、御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、可決承認いたします。

続きまして、議案第54号、第55号、一括上程させていただきたいと思います。事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。

議案第54号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について御説明させていただきます。

議案書5ページから内容を記載しておりますので、御覧ください。

議案第54号につきましては、令和2年11月26日公告予定の利用権設定の申請が69件提出されております。

農地の集積面積は77万9,320㎡でございます。

内容としまして、使用貸借権の設定が49件、賃貸借権の設定が20件、新規34件、更新19件、再設定17件となっています。計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。

続きまして、議案第55号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の協議について御説明させていただきます。

議案書17ページから内容を記載しておりますので御覧ください。

議案第55号につきましては、県で公告予定の利用権設定が68件になります。

内容としまして、議案第55号の番号1番から番号43番までにつきましては、前号の議案第54号の番号27番から番号69番までについて公社から貸付けを行うものです。

また、議案第55号の番号44番から番号68番までにつきましては、公社から貸し付ける相手方に変更が生じたものです。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方申し上げます。どうぞ。

○11番 11番、池田です。

ちょっと私も初めてなんで分からないことがあったらお許し願いたいと思いますが、ページ、12ページです。12ページの番号から言ったら47番、例えばこれ—————という方から利用権を設定して公益財団法人やまぐち農林振興公社、—————、全部で3筆あります。

これが、今度は20ページを見ていただいて、20ページの番号から言えば21番、—————の—————、これが利用権の設定を受けると、同じ方なんです。

だから、これ全く同一なんですけど、こういうケースがあるかちょっとお尋ねしたいんですけど。

○藤井会長 事務局。

○事務局 まず、農地中間管理機構という間に入る団体が—————の集積になるんですけど、まず一回機構が集積をしますという形で農地を全体借り受けます。

それを、今度は適正な規模、規模というか人に面積をまとめて渡すんですけど、たまたま渡すときが同じ人の借りたところが同じ人が耕作するということはありません。ただ、その後、その借受けする人が変わったりすることはあるんですけど、たまたま同じ人のところに行くということもあり得ます。

そういう制度設計になっているというふうには聞いております。

○11番 そうしましたら、利用権を設定するのは、所有者が別の人があるということじゃなしに前回耕作しておられた方がまた同じところを、ほかにもあるんですけど、また同じところを。

○事務局 ——————に関しては同じところを耕作するという形になります。まとまった農地を割り振るために変わる場合もありますし、たまたま同じ人がやる場合もあるという形になります。

○藤井会長 池田さん、よろしいですか。

○11番 そういう例がかなりこの分でたまたまあって、どんなかなと思って、利用権を第54号のほうで利用権を設定するものに取りあえずやまぐち農林振興公社に一回利用権の設定をして、例えばもう一例言ったら、15ページに—————というのが農林振興公社に3筆これ利用権を設定すると、それで、利用権設定を受けるのも公社が受けて、22ページの35番のところで、—————が同じところをまた設定を受けています。

単純に私が思って、一番最初に利用権を設定する人は農地を出された方の名前が来るんじゃないかなという気がしたんです。同じ人が受けて、公社が受けて、また同じ人に渡しているから、それがちょっとどうやったかなと思っただけです。いや、それは、私のほうはそういうことがあるということによろしいです。

○事務局 資料のつくりという御質問でいいですか。

利用権を設定を受ける者というのが借り受ける者という形で思っていて、議案第54号のほうには所有者の立場としての——が公社に貸し渡します。

議案第55号については、今度は耕作者として——が公社から借り受けると、そういうつくりになっていますが、答えていますか。

○11番 了解しました。

私に関心があったのは、自分の土地やったら自分の土地やから自分で耕作、出してまた耕作しているから、その辺が基盤整備とかそんとの関係で分かりませんでしたから、それはいいです。

○事務局 この表というか手続上というか契約上の整理になってます。

○11番 そうです。出して、またその人に行きよったから、はい、すみません、分かりました。

○藤井会長 よろしいですか。

○11番 よろしいです。

○藤井会長 山縣委員。

○4番 これさっき、——の関係した貸し借りなんですね。要はこういうことかな。

ある人が耕作、点々としている田んぼをまとまったところに集積したいと、そういう意図ですね。

○事務局 そうですね。

○4番 たまたま——なりもう一人の方は、もう従前まとまっていたから。

○事務局 そこがまとまっているというところになります。

○4番 また自分が耕作すると、そういうことですね。

○事務局 ——なんで、ある程度農地の集積というのは済んでいるんですけど、それがまとまったエリアにないということで、今度は集約の作業をするというところで、今回この付け替えというか組み直しを行っているということになります。

○4番 じゃあもう一つ質問させてください。

——というのは、この耕作する人たちにとってはどういう存在になるんですか。

ちょっと私、皆さんは御存じかもしれない、ちょっと教えてください。（「それは当事者というか、原田委員さんにちょっと説明してもらいましょう」と呼ぶ者あり）

○16番 すみません、代わってお答えします。——というのが代表なんですけども、もともと——は、——が出資をして、——

——が出資をして——をつくったと。——を中心に今後担い手が減ることがはっきり分かっているんで、その受け皿として従来から一番たくさん、比較的個人でたくさん作っていた——に代表をやってくれということでこの会社を立ち上げたと。

それについては、——も協力しようと、いずれ——を農地が担い手が減ったときに——で受皿になるようにということで出資をして、大規模化すれば、それだけ例えば資材の購入であるとかそういったことでメリットがあるんでこういう形にしたと。

今回は、今まで散らばっていた——、ばらばらに人が作っていて非常にやりにくいということで、中間管理機構の方が相当お世話されて全部集約化を組み直したんです。

それで、たまたま同じ人が同じところになったと。

○4番 それは分かりました。それは、僕は理解できた。

この——は、いわゆる農機具、大型のトラクターとかそういうものも一応所有されていて、それを借りて耕作するとか、そういうこともやっているわけですね。

○16番 ——の基本的な役割は、まず直営事業で、この——だけで現在——です。

多分3年後には——ぐらいになると思います、集約が進んでです。したがって、今回、かなり大型の機械を全て揃えております。それと、先ほど言いました出資している——の例えば防除であるとかそういったことも——が受けて全部やるとか、そういった、今、共同作業も一緒にやろうというような計画も立てています。

以上です。よろしいですか。

○4番 それ以上はやめましょう。

○藤井会長 いいですか。

○4番 それ以上は、またの機会に。（「それはもう個別に聞いてください」と呼ぶ者あり）

○藤井会長 お願いします。原田さんもよろしくお願いします。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 質問がないようですので、採決に入ります。議案第54号、第55号、承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、第54号、第55号、可決承認いたします。

次に、報告事項が第72号から第78号までございます。

目を通していただいて、お気づきの点があれば御発言いただければと思います。（「質問

いいですか」と呼ぶ者あり)

はい、いいですよ。どうぞ。

○4番 —————と読むんですか、これ。（「はい」と呼ぶ者あり）これ備考のほうに、利用権の設定を受ける者、変更前、————と、これ————が—————だということですね。

○藤井会長 そうです。

○4番 法人化されたという意味ですか。

○藤井会長 そうです。————に法人化しましたので、今回、それで個人から法人のほうに利用権の設定を行ったという。

○4番 それともう一つ教えて、公益財団法人やまぐち農林振興公社が利用権を設定した場所を、耕作する人たちは小作料として1反当たり————支払っています、これ。ということになっていますね。

○藤井会長 —————もそうになっていますか。

○4番 —————じゃないけど、例えば20ページを見ると、この————はどういうふうに使われるお金になるんでしょうか。土地を例えば20ページの20番、————が4筆借りています。この————は多分自分の土地じゃないものを借りるという形で耕作するんでしょう、で、1反当たり————を支払われる。そうすると、その————は公益財団法人やまぐち振興公社からどこにその————は移動して、地主、本来の地主さんに幾ら、この————のうちの幾らがはいるんでしょうか。

○藤井会長 全部じゃないんか、どうなっちゃう。全額よね、それでいいんよね。（「全額」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

○4番 いいです。

○藤井会長 ほかに何かございますか。いいですか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、以上で議案審議は閉じたいというふうに思います。

午後2時49分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年11月18日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員